

## 令和4年第4回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年12月7日

2. 招集場所 広川町議会議事堂

3. 開 会 令和4年12月14日（午前9時30分）

### 4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
2番	丸山幸弘	9番	池尻浩一
3番	竹下英治	10番	原野利男
4番	栗原福裕	11番	梅本哲
5番	江藤美代子	12番	野田成幸
6番	水落龍彦		

### 5. 不応招議員

なし

### 6. 出席議員

応招議員に同じ

### 7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	前田武博
副町長	飯田潤一郎	福祉課長	才所潤一
教育長	富山拓二郎	建設課長	樋口信吾
企画課長	丸山英明	建設課参事兼 国県道対策室長	園田和広
総務課長兼庁舎建設推進室長兼 選挙管理委員会書記長	鹿田健	産業課長兼 農業委員会事務局長	井上新五
会計管理者兼 税務会計課長	中島久見	教育委員会事務局 子ども課長	樋口尚寿
環境課長	小松朋雄	教育委員会事務局 生涯学習課長	萩尾勝昭

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	原野昌文	書記	野村康一郎
議会事務局係長	丸山順子		

10. 議事日程

- 日程第1 承認第4号 梯本線道路災害復旧工事請負変更契約の締結に係る専決処分  
の承認について
- 日程第2 議案第58号 広川町指定ごみ袋購入（令和5年度納入分）に係る契約の締結  
について
- 日程第3 議案第59号 損害賠償請求事件に係る訴訟上の和解について
- 日程第4 議案第60号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第61号 広川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一  
部改正について
- 日程第6 議案第62号 広川町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整  
備に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第64号 令和4年度広川町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第9 議案第65号 令和4年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に  
ついて
- 日程第10 議案第66号 令和4年度広川防災ダム管理特別会計補正予算（第2号）につ  
いて
- 日程第11 議案第67号 令和4年度広川町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第68号 令和4年度広川町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 決定第3号 議員派遣の件

日程第14 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について

---

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

議事に入ります前に、第1日目の池尻浩一議員の一般質問中の、dボタン広報誌サービス利用料について、執行部から訂正があります。

企画課長より報告をお願いいたします。企画課長。

○企画課長（丸山英明）

おはようございます。先日の池尻議員の一般質問、町の広報、情報発信の考えについての中で、KBC「dボタン広報誌」に係る経費の回答の中で、経費は費用を発生していないと回答しておりましたが、1件ごとの掲載費用はかかっておりませんが、データ放送広報サービスシステム使用料といたしまして、年間消費税を含み330千円の使用料を負担しております。ここに訂正し、おわび申し上げます。

○議長（野村泰也）

本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第2号のとおりであります。

#### 日程第1 承認第4号

○議長（野村泰也）

日程第1. 承認第4号 梯本線道路災害復旧工事請負変更契約の締結に係る専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

では、皆さんおはようございます。承認第4号 梯本線道路災害復旧工事請負変更契約の締結に係る専決処分の承認についてでございます。

---

承認第4号

梯本線道路災害復旧工事請負変更契約の締結に係る専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、梯本線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年12月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

梯本線道路災害復旧工事について、工事の進捗により舗装版撤去の増工が発生し、早急に対応する必要があるため、専決処分により梯本線道路災害復旧工事請負変更契約を締結したので議会へ報告し、承認を求めるものである。

内容につきましては、税務会計課長をして説明をいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

税務会計課長。

○税務会計課長（中島久見）

それでは、議案書2ページを御覧ください。

承認第4号につきまして、専決第6号 専決処分書の御説明をいたします。

---

専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、梯本線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について次のとおり専決処分する。

令和4年11月15日

広川町長 渡邊 元喜

- 1 事業名 梯本線道路災害復旧工事
- 2 当初契約額 5,786万円
- 3 変更契約額 5,808万1,100円
- 4 契約の相手方 福岡県八女郡広川町大字水原3849番地  
株式会社中村組  
代表取締役 中村勇介

5 専決理由

梯本線道路災害復旧工事について、工事の進捗により舗装版撤去の増工が発生し、早急に対応する必要がある、特に緊急を要するが議会を招集する時間的余裕がないので専決処分するものである。

---

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結します。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから承認第4号 梯本線道路災害復旧工事請負変更契約の締結に係る専決処分の承認についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

## 日程第2 議案第58号

### ○議長（野村泰也）

日程第2. 議案第58号 広川町指定ごみ袋購入（令和5年度納入分）に係る契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

### ○町長（渡邊元喜）

---

#### 議案第58号

広川町指定ごみ袋購入（令和5年度納入分）に係る契約の締結について  
広川町指定ごみ袋購入について、次のように契約を締結するものとする。

令和4年12月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

- 1 事業名 広川町指定ごみ袋購入
- 2 契約額 838万4,530円
- 3 契約の相手方 福岡県福岡市中央区天神2丁目14番8号  
アルフォーインターナショナル株式会社九州支店  
支店長 長尾 和美

#### 提案理由

広川町指定ごみ袋購入のため、指名競争入札により契約者を定めたが、その者と物品購入契約を締結するに当たり、広川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年広川町条例第19号）第3条の規定に基づき町議会の議決を求める。

---

どうぞよろしくお願いたします。

### ○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。5番江藤美代子君。

### ○5番（江藤美代子）

質問いたします。

町の指定ごみ袋が不足しますと住民生活には大きな支障を来しますので、丁寧に御対応いただいているものと認識しております。その上で、確認させてください。

本年度6月の議会で指定ごみ袋購入に係る変更契約の締結がなされました。その折に、例年4月の契約ですけれども、納品が遅れる可能性があるため作成枚数増のための変更ということで、在庫1年分とお聞きしたかと思えます。今回はその在庫分は確保した上で、令和5年度分を契約するというのでしょうか。

また、今回の契約の枚数については、ごみ袋の大を75万枚、ごみ袋小を13万4,000枚とお聞きしておりますけれども、単価についてはいかがでしょうか。契約金額も上がっていますけれども、本契約で既に単価についての値上がりがございますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（野村泰也）

環境課長。

○環境課長（小松朋雄）

まず、江藤議員の第1問目の質問でございますが、これにつきましては、在庫については確認をして、今年度中は大体できるだろうという枚数を発注しております。

ただ、先ほどの5年度分については、やはり世界情勢等の原油価格の高騰並びに台湾情勢が不安定な状況下にあるため、早めに契約し、4月1日に納入ができる業者等に在庫を事前に納入できるような状況にしてほしいということで契約しております。

申し訳ございません、単価につきましては、ちょっと持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結します。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第58号 広川町指定ごみ袋購入（令和5年度納入分）に係る契約の締結についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決しました。

### 日程第3 議案第59号

○議長（野村泰也）

日程第3. 議案第59号 損害賠償請求事件に係る告訴（89ページで訂正）上の和解についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

---

議案第59号

損害賠償請求事件に係る訴訟上の和解について

令和4年（ワ）第40号損害賠償請求事件について、訴訟上の和解を成立させる必要が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

1 和解の相手方 八女市在住の方

2 和解の内容

- (1) 被告は、原告に対し、本件解決金として33万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前号の金員を、原告の指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。ただし、振込み手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告及び被告は、原告と被告との間には、この本和解条項に定めるもののほかは何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

---

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結します。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第59号 損害賠償請求事件に係る告訴（89ページで訂正）上の和解について採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決しました。

#### 日程第4 議案第60号

○議長（野村泰也）

日程第4. 議案第60号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

---

議案第60号

広川町職員の給与に関する条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和4年12月7日提出

提案理由

令和4年人事院勧告により、一般職給与の改定をするため、本条例を一部改正するものである。

---

内容につきましては、総務課長をして説明をいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それでは、議案第60号の内容の説明をさせていただきます。

議案書の6ページをお願いいたします。

条例改正の内容につきましては、令和4年度の人事院勧告と同様の給料表の勤勉手当の改正をお願いするものでございます。

第1条におきまして、給与条例第22条第2項第1号の対象となります再任用以外の職員の勤勉手当について年間で0.1月分を、第2号の再任用職員について年間0.05月分をそれぞれ増額改定し、8ページ以降の別表第1、行政職給料表のベースアップの改定を行うものでございます。今回の改定は、おおむね36歳までの職員に適用される部分について、月額200円から4千円のベースアップを行うものでございます。

第2条につきましては、第1条の勤勉手当の支給率を6月及び12月で均等となるように改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、第1条分を公布の日からとし、第2条分は令和5年度から施行するものでございます。また、第1条の改定による規定は、令和4年4月1日から適用する旨を附則で定めております。

以上で議案第60号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結します。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第60号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決しました。



すみません、訂正をいたします。

議案第59号 損害賠償請求事件に係る告訴と言いましたが、訴訟ということで訂正をした  
と思います。よろしく願いいたします。

それでは、続けさせていただきます。

#### 日程第5 議案第61号

##### ○議長（野村泰也）

日程第5. 議案第61号 広川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

##### ○町長（渡邊元喜）

議案第61号 広川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につ  
いてのお願いでございます。

---

##### 議案第61号

広川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和4年12月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

##### 提案理由

会計年度任用職員の期末手当支給率を改正するため、本条例を一部改正するものである。

---

内容につきましては、総務課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたしま  
す。

##### ○議長（野村泰也）

総務課長。

##### ○総務課長（鹿田 健）

それでは、議案第61号の内容について御説明いたします。

議案書は20ページをお願いいたします。

改正の内容につきましては、議案第60号の職員との均衡や物価上昇等を考慮いたしまして、  
会計年度任用職員の期末手当を年間0.05月分増額するため、第16条第1項及び第26条第1項  
の支給率の条文を改めるものでございます。

この条例は、附則によりまして、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

##### ○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結します。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第61号 広川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決しました。

日程第6 議案第62号

○議長（野村泰也）

日程第6. 議案第62号 広川町職員の定年等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

---

議案第62号

広川町職員の定年等に関する条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和4年12月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が公布され、地方公務員の定年が引き上げられることに伴う規定の整備を行う必要があるため、本条例を一部改正するものである。

---

内容につきましては、総務課長をして説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それでは、議案第62号の内容説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、国家公務員の定年延長に準じて地方公務員法の改正が行われ、本町においても、地方公務員法に基づいた定年延長を行うために本条例の改正を行おうとするものです。

改正条例案につきましては、24ページから39ページにおつけしておりますが、40ページの新旧対照表で内容を説明させていただきます。

まず、今回の改正に合わせまして、条例の題名の次に目次を追加しております。また、章番号と章名を第1章 総則から附則まで今回新たに追加しております。

第1条につきましては、本条例改正に影響する地方公務員法の条文番号の改定を行うもの

です。

第3条につきましては、定年を年齢「60年」から「65年」へ変更するものです。

第4条第1項については、語句の改正を行いまして、ただし書に異動期間を延長した場合の定年の特例を追加するものです。

41ページの第1号から第3号の各号の改定については、定年退職の具体的要件等について改正を行うものでございます。

第2項から42ページの第4項につきましては、第1項の改定に伴いまして必要な箇所の改定などを行うものでございます。

第3章には、管理監督職勤務上限年齢制についての条文を新たに追加しております。

第6条にその対象者、第7条に上限年齢を60歳とすること、第8条には降任等を行うに当たって遵守すべき基準、43ページから46ページの上段までは第9条、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例について、第10条は異動期間の延長等に係る職員の同意について、第11条は異動期間の延長事由が消滅した場合の措置に関する規定を追加しております。

46ページからの第4章には、定年前再任用短時間勤務制についての条文を追加しております。第12条、第13条にはその任用についての規定を、第5章、雑則には、第14条に委任の規定を追加しております。

制定附則第3項に定年に関する経過措置として定年年齢を段階的に引き上げる規定を、第4項に職員が60歳になる前に、それ以降の情報提供や意思確認の徹底の努力義務の規定を追加しております。

議案書のほう、31ページに戻っていただきまして、改正附則第1条で、施行日を令和5年4月1日とし、附則第11条の規定は公布の日から施行することを、第2条には勤務延長に関する経過措置、32ページの下の方、第3条から37ページ、第6条までは定年退職者等の暫定再任用に関する経過措置、37ページの第7条、第8条、39ページ、40ページの第11条は地方公務員法改正附則により条例で定めるべき事項を、39ページ、第10条は定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置についての規定を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

#### ○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。3番竹下英治君。

#### ○3番（竹下英治）

全協のときちょっとお伺いしたんですけども、附則を理解できなかったのもう一回説明を求めたいと思います。

この制度によって新規採用に係る影響度、それと、全般の役場の人事管理、これに対する配意事項等がありましたら御説明をいただきたいというふうに思います。

#### ○議長（野村泰也）

総務課長。

#### ○総務課長（鹿田 健）

この制度の導入に伴いまして、当然のことですが、年齢層が高くなるということがございます。

新規採用の問題につきましては、この制度をこれからずっと運用していくこととなりますので、これからこういった採用方法がいいのか、こういった年齢層の管理をしていくのかというのは検討していく必要があると思いますが、現在のところ具体的な内容というのは決定はしておりません。

以上であります。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結します。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第62号 広川町職員の定年等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決しました。

## 日程第7 議案第63号

○議長（野村泰也）

日程第7. 議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

---

議案第63号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和4年12月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が公布され、地方公務員の定年が引き上げられることに伴い、関係条例を一部改正及び廃止するため、本条例を制定するものである。

---

内容につきましては、総務課長をして説明をいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それでは、議案第63号の内容の説明をさせていただきます。

本条例の制定につきましては、定年延長に伴う地方公務員法及び町職員の定年等に関する条例の改正に伴い、関係する6つの条例改正と再任用に関する条例の廃止を行うものでございます。

議案書50ページをお願いいたします。

第1条は広川町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正するもので、第2条第2項の公益的法人等へ派遣できない職員として、広川町職員の定年等に関する条例第9条により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を追加するものでございます。

第2条は広川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正で、第1条において、定年延長に伴い下位の級に降格となることがあることを明確にし、附則において、当分の間、降給の種類に定年延長に伴います7割措置の降給を加え、降給時には対象職員に給料月額が異動する旨の通知を行うことを加えるものでございます。

第3条は、広川町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正となります。減給処分中に定年延長に伴い給料が7割水準になった場合には、減給額は減給後の給料の10分の1を上限とするということとしたものでございます。

51ページの第4条は、広川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正です。

定年前再任用短時間勤務制度の創設により、第2条、第3条、第4条、第12条において、地方公務員法上の根拠条文の改正と語句の改正を行うものでございます。

第5条は、広川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

第2条の育児休業をすることができない職員、第9条の育児短時間勤務をすることができない職員として、広川町職員の定年等に関する条例第9条により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を加えるものでございます。

第17条第2号、第18条第1項につきましては、「再任用短時間勤務職員等」の語句を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改正を行うものでございます。

52ページをお願いいたします。

第6条は、広川町職員の給与に関する条例の一部改正です。

第7条、第13条、第16条については、定年前再任用短時間勤務職員の給料、手当を定めることなどの改定を行い、53ページの第20条の2の2の条文については、53ページの下附則第9項の定年引上げによる7割水準となる給料の計算方法等を規定するものでございます。

第22条、第26条については、「定年前再任用短時間勤務職員」などの語句の改正を行うものです。

54ページの附則の第10項は7割水準を適用しない職員を、第11項から第15項は降任時や職員間の均衡上必要がある場合の給料月額算定の例外、第16項は管理職員特別勤務手当も7割水準とすることとするものでございます。

59ページから68ページについては、別表第1、行政職給料表の表内の表示の区分、「再任用職員以外の職員」の文字を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」へ改めるものでございます。

第7条については、広川町職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

本改正条例案の施行期日は、附則によりまして、令和5年4月1日とするものでございます。

残りの附則につきましては、65歳までの定年延長制度が完了するまでの間、従前の再任用制度を暫定再任用制度として運用していくための改定を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結します。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決しました。

**日程第8 議案第64号**

**○議長（野村泰也）**

日程第8. 議案第64号 令和4年度広川町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

議案第64号 令和4年度広川町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に102,411千円を追加し、予算総額を10,079,338千円とするものです。

第2条 継続費の補正につきましては、予算書4ページに記載のとおり、2款1項、新庁舎等建設工事費の総額及び年度割の変更をお願いするものです。

第3条 繰越明許費につきましては、予算書5ページのとおり、2款3項、戸籍情報連携業務委託料につきまして4,517千円の繰越しをお願いするものです。

第4条 債務負担行為の補正につきましては、予算書6ページに記載のとおり、議会広報

誌印刷製本業務ほか6事業を新たに追加し、3つの債務負担行為について期間及び限度額の変更をお願いするものです。

第5条 地方債の補正につきましては、予算書7ページのとおり、2. 庁舎建設事業ほか3事業につきまして、限度額の変更をお願いするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

15款1項. 国庫負担金は障害者医療費国庫負担金など6,903千円、2項. 国庫補助金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など72,909千円、16款1項. 県負担金は障害者医療費県負担金など3,450千円、2項. 県補助金は畜産振興総合対策事業補助金など19,727千円、3項. 県委託金は46千円をそれぞれ増額計上しております。

19款1項. 基金繰入金は公共施設整備基金繰入金など4,282千円減額しております。

21款4項. 雑入は事業実施主体返納金など3,258千円、22款1項. 町債は400千円それぞれ増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

2款1項. 総務管理費は庁舎建設事業費など59,662千円減額し、3項. 戸籍住民基本台帳費は個人番号カード関連事業費など7,474千円を増額計上しております。

3款1項. 社会福祉費は障害者福祉費など21,680千円、2項. 児童福祉費は出産・子育て応援交付金給付事業など21,787千円、4款1項. 保健衛生費は省エネ家電製品買換え促進事業費など38,465千円をそれぞれ増額計上しております。

5款1項. 農業費は畜産振興総合対策事業など17,846千円増額計上し、2項. 林業費は事業費の組替えを実施しております。

7款1項. 土木管理費は521千円、2項. 道路橋梁費は狭あい道路整備等促進事業費など35,272千円をそれぞれ増額計上し、6項. 住宅費は財源組替えを実施しております。

8款1項. 消防費は八女地区消防組合負担金など2,506千円減額し、9款1項. 教育総務費は公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業など12,679千円、2項. 小学校費、3項. 中学校費は新型コロナウイルス感染拡大対策費を2,017千円、5,485千円、5項. 社会教育費は古墳公園管理運営費など1,353千円をそれぞれ増額計上しております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それでは、総務課関連の補正予算について御説明いたします。

予算書の4ページをお願いいたします。

第2表 継続費補正について説明します。

2款1項. 総務管理費、新庁舎等建設工事費（庁舎及び附属棟工事、外構工事分）でございます。

こちらにつきまして、2期工事の契約が完了しましたので、総額について60,768千円を減額し、令和4年度、5年度の年度割を記載のとおり減額させていただくものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

第4表の債務負担行為補正になります。

下の表の上2つでございます。

庁舎維持管理業務委託料、それから、次の現庁舎及び附属建物解体工事につきまして、それぞれ契約の手続が完了したことなどによりまして、限度額の減額変更をお願いするものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

第5表 地方債補正になります。

2. 庁舎建設事業以下4つの地方債につきまして、起債対象事業費の増減に伴い、それぞれ限度額の変更をお願いするものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。11ページの下段になります。

19款1項1目、財政調整基金繰入金については、今回の補正予算の財源調整といたしまして18,918千円を増額し、5目の公共施設整備基金繰入金については23,200千円を減額させていただくものです。

次のページ、12ページの下段のほうになります。

22款1項の町債の補正でございます。こちらにつきましては、先ほど地方債の補正で説明した内容で、事業費に合わせてそれぞれ起債額を増減させていただくものでございます。

続いて、歳出の予算について説明させていただきます。

まず、職員人件費関係の補正につきましては、機構改革後の異動などによりまして、予算の組替え、それから、今後の事業の実施に伴い必要な会計年度任用職員の補正予算をお願いしておりますのでございます。

全体の人件費の変更につきましては、25ページ以降に給与費明細書をおつけしておりますので、御確認ください。

なお、職員人件費に対する各課からの説明は割愛させていただきますので、よろしく御願いたします。

13ページをお願いいたします。

2款1項5目の財産管理費でございます。

新庁舎の清掃・総合管理業務委託料、庁舎建設事業に係る委託料、工事請負費、備品購入費について、契約額が確定したことなどによりまして、それぞれ減額の補正をお願いするものでございます。

13目の情報管理費につきましては、国庫補助金と一般財源の財源組替えを行っております。

以上で総務課分の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

それでは、住民課関連の一般会計補正予算について御説明いたします。

5ページを御覧ください。

繰越明許費の補正です。

戸籍住民基本台帳費の戸籍情報連携業務委託料4,517千円については、全国の自治体で戸籍情報が取得できるようにシステム整備をする事業で、令和5年2月に契約予定であります。



が、事業完了が令和5年6月以降の見込みとなるため、繰越明許費としての議決をお願いするものであります。

次に、10ページを御覧ください。

歳入の補正です。

15款2項2目．衛生費国庫補助金284千円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業における人件費の増に伴う増額です。

一番下の段の5目．総務費国庫補助金のうち、6,649千円の増額は個人番号カード交付事務に係る補助金、32千円の増額は戸籍システム改修費補助金の増、793千円はマイナポイント事業費補助金の増額です。

次に、歳出の補正です。

14ページを御覧ください。

2款3項1目．戸籍住民基本台帳費のうち、戸籍情報連携関連業務委託料32千円の増額は、補助対象となるスキャナー1台分の整備費増によるものです。

個人番号カード関連事業費の報償費4,800千円の増額については、マイナポイントの特典がなくなった後も、今年度中のマイナンバーカードの取得を促すため、来年1月から2月4日までに申請される方に限り、広川町商工会の商品券を1人につき3千円交付する費用として予算計上しております。

また、マイナンバーカード交付事務、マイナポイント手続補助事務の増により、関連する会計年度任用職員の報酬のほか、人材派遣委託料を1,846千円増額するものです。

次に、16ページを御覧ください。

3款1項4目．重度障害者医療対策費185千円の増額は、令和3年度の重度障害者医療費支給事業県費補助金の精算のため補正するものです。

次に、3款1項6目．国民健康保険特別会計繰出金は、特定健診事業の増額に伴い、その他繰出金を60千円増額補正するものです。

次に、3款1項8目．後期高齢者医療費については、令和3年度後期高齢者医療療養給付費の確定により負担金を追加納付する必要があり、512千円を増額補正するものです。

次に、18ページを御覧ください。

4款1項1目の保健衛生総務費の地域医療体制充実推進事業費については、物価高騰の影響を受けている医療機関に対して光熱費や食材費などの上昇分を支援するもので、その中でも、県の支援策の対象外である公立八女総合病院企業団へ補助するものです。1病床当たり30千円、330病床分を八女市との負担率で算定した1,532千円を計上しております。財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

また、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業については、令和3年度分の国庫負担金と国庫補助金を精算する必要が生じたため、償還金23,699千円を増額計上するものでございます。

以上で住民課関連の説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○議長（野村泰也）**

企画課長。

**○企画課長（丸山英明）**

それでは、企画課の補正予算について御説明申し上げます。

予算書は6ページ、第4表 債務負担行為補正をお願いいたします。

追加の項の2行名、広報ひろかわ印刷製本費、令和4年度から令和5年度3,227千円の追加につきましては、早期の契約手続を行うことで、広報の編集・調整業務を早い段階から行えるよう債務負担行為をお願いするものでございます。

続いて、歳入、10ページをお願いいたします。

15款2項5目、総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金45,425千円の増額につきましては、各分野の物価高騰対策等に係る住民支援事業に充当するものでございます。

次に、歳出、22ページをお願いいたします。

8款1項1目、常備消防費、八女地区消防組合負担金3,936千円の減額は、八女地区消防組合の令和3年度決算に伴う前年度繰越金確定によるものでございます。

3目、消防施設費、水道事業会計負担金1,430千円の増額につきましては、広川中学校北側町道への上水道管布設工事に伴いまして、消火栓2基の設置工事費負担金でございます。

以上で企画課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

税務会計課長。

**○税務会計課長（中島久見）**

税務会計課の補正予算について御説明いたします。

予算書6ページをお願いいたします。

第4表 債務負担行為補正です。

追加の3段目、口座振替データ伝送サービス利用料について、令和4年度から令和5年度限度額1,067千円の追加をお願いするものです。

現在利用しております口座振替のデータ伝送に関し、令和6年1月からのISDN回線廃止に伴い、アンサーデータポート回線への切替えが必要となります。切替えスケジュールに伴い、令和4年度中の利用開始申込みが必要であるため、債務負担行為をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時34分 再開

**○議長（野村泰也）**

それでは、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

**○建設課長（樋口信吾）**

建設課関連の補正予算について説明いたします。

予算書6ページをお願いします。

第4表 債務負担行為補正の追加分で4段落目、土木積算システム賃借料の2,477千円につきましては、前期契約分が本年度をもって満了となることから、引き続き同システムの利用を行うため、令和5年度から令和9年度までの債務負担行為をお願いするものでございま

す。契約締結に当たりましては、積算業務を行います建設課のほか、産業課、環境課と一括で行うもので、それぞれの課においても同様の債務負担行為補正を行っております。

次に、歳入について説明いたします。

予算書10ページをお願いします。

15款2項3目。土木費国庫補助金の10,000千円の増額補正は、社会資本整備総合交付金について追加配分があったもので、狭あい道路整備等促進事業に充当するものです。

なお、同補助金の公営住宅ストック総合改善事業分が補助対象の減額により8,136千円の減額を行っておりますが、当該減額相当分も狭あい道路整備等促進事業費に振り替えております。

次に、歳出について説明いたします。

予算書21ページをお願いします。

7款2項3目。道路新設改良費の36,272千円の増額補正は、補助金の追加配分及び町営住宅長寿命化工事の補助金組替えにより事業費が増えたことによる増額補正です。

予算書22ページ、7款6項1目。公営住宅管理費の補正は、国庫補助金の減額に伴います一般財源の組替えでございます。

建設課分の補正は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

#### ○議長（野村泰也）

産業課長。

#### ○産業課長（井上新五）

それでは、産業課補正予算について説明いたします。

予算書6ページをお願いいたします。

第4表 債務負担行為補正です。

土木積算システム賃借料につきましては、建設課において説明した産業課分について、新たに5年間の債務負担行為を行うものです。

次に、下段部分、広川町農業振興地域整備計画策定業務につきましては、福岡県との事前協議調整に時間を要しておりますので、期間を令和6年度まで延長するものとなります。

歳入予算について説明いたします。

予算書11ページ中段をお願いいたします。

16款2項4目。農林水産業費県補助金、畜産振興総合対策事業補助金につきましては、飼料生産機械導入に係る県補助金の追加交付が決定しましたので、16,237千円を増額計上しております。

続きまして、予算書12ページ上段をお願いいたします。

21款4項2目。雑入、事業主体返納金（畜産振興総合対策事業補助金）分につきましては、1件の酪農家が廃業となりましたので、これまで実施していた県補助事業に係る残存価格の補助金返還金分となります。

次の多面的機能支払交付金につきましては、農地転用による対象面積の減少に伴う返納金分となります。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、歳出補正予算について説明いたします。

予算書19ページ中段をお願いいたします。

5款1項4目。畜産業費です。畜産業費につきましては、歳入補正予算にて説明した事業に対する支出の増額補正分となります。

次に、5款1項5目。農地費につきましては、当初、町単独農業用施設整備費で予算化をしておりました4工事箇所について、起債事業である緊急自然災害防止対策事業にて対応するため、13,700千円の組替え及び事業用地買収に係る面積が確定したため、公有財産購入費を減額しております。

22節の多面的機能支払交付金返納金につきましては、歳入補正予算で説明いたしました国県交付金返納金分、27節、広川防災ダム特別会計繰出金につきましては、県委託金追加配分により一般会計からの繰り出しを減額するものです。

次に、5款2項2目。林業振興費、荒廃森林整備事業費につきましては、事業確定による不用額を工事請負費へ予算組替えを行うものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

生涯学習課長。

**○教育委員会事務局生涯学習課長（萩尾勝昭）**

それでは、生涯学習課関連の補正予算について説明いたします。

予算書の6ページを御覧ください。

第4表 債務負担行為補正の6段目、小中学校便所洋式化工事設計監理委託料の29,623千円につきましては、下広川小学校を除く2小1中の便所を洋式化するための設計監理委託料で、令和4年度から令和6年度までの債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

7段目、公共施設予約システム利用料471千円につきましては、防災拠点施設貸出しに伴うシステム利用料の追加で、令和5年度から令和9年度までの債務負担行為をお願いするものです。

次に、歳出について説明をいたします。

予算書の24ページ中段を御覧ください。

9款5項3目。人権・同和教育費の579千円の増額につきましては、教育集会所エアコン故障のため、取替え工事を行った費用となっております。

続いて、5目。文化財保護費の726千円の増額につきましては、埋蔵文化財収蔵プレハブ解体費用及び報告書の委託料となっております。

生涯学習課の補正は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

福祉課長。

**○福祉課長（才所潤一）**

福祉課関係の補正予算について御説明いたします。

予算書の10ページを御覧ください。

歳入について御説明します。

15款1項1目。民生費国庫負担金6,903千円の増額につきましては、説明欄にあります障害者医療費、自立支援給付費及び障害児入所給付費等の国庫負担金について、いずれも歳出額の増に伴い、補助率2分の1を増額計上するものです。また、過年度障害者医療費国庫負担金につきましては、前年度実績に伴う追加交付により補正計上するものです。

予算書は11ページをお願いします。

16款1項1目．民生費県負担金3,450千円の増額につきましては、先ほどの国庫負担金と同じく、障害者医療費及び給付費の歳出の増及び前年度実績に伴う追加交付について、補助率4分の1として増額計上するものです。

次に、16款3項2目．民生費県委託金46千円の増額につきましては、在宅の障害者を対象とした生活のしづらさなどに関する調査委託金を計上するものです。

予算書は12ページを御覧ください。

21款4項2目．雑入、説明欄にあります献血推進協議会運営費補助金3千円の増額につきましては、補助金の額決定により増額計上するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

予算書の14ページをお願いします。

3款1項1目．社会福祉総務費、説明欄にあります民生委員会費32千円の増額につきましては、民生委員・児童委員の改選により定数が1名増となるため、協議会補助金について増額をお願いするものです。

次に、献血事業費4千円の増額につきましては、実績見込みにより献血者への粗品を追加購入するため増額をお願いするものです。

予算書は15ページをお願いします。

説明欄の障害者福祉費18,613千円の増額につきましては、自立支援医療や障害福祉サービス等の利用の増加に伴い、審査支払手数料、認定調査業務委託料及び扶助費の医療費及び給付費等が不足するため、増額補正をお願いするものです。また、前年度の給付費に係る国庫支出金及び県支出金について、実績に伴う精算返納金を計上しています。

次に、障害者施設等物価高騰対策支援事業200千円の増額につきましては、電気、ガス、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている障害者施設等に対し、価格高騰分を助成することにより事業の継続を支援するものです。国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金10分の10を活用し、町所管の事業所へ助成を行うため増額をお願いするものです。

予算書の16ページをお願いします。

3款1項3目．老人福祉費、説明欄の高齢者施設等物価高騰対策支援事業1,880千円の増額につきましては、障害者施設等と同じく、物価高騰の影響を受けている高齢者施設等に対し、価格高騰分を助成するため増額をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御願いいたします。

#### ○議長（野村泰也）

子ども課長。

#### ○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

では続きまして、子ども課関連の補正予算について御説明いたします。

まず、歳入です。

予算書の10ページをお開きください。

15款2項1目．民生費国庫補助金の9,306千円の増額は、町内学童保育所指導員の処遇改善に充てる子ども・子育て支援交付金、それと、令和4年4月1日以降に妊娠及び出産した世帯を経済的に支援する応援交付金に充てる出産・子育て応援交付金国庫補助金です。補助率は、前者が3分の1、後者が3分の2となっております。

続いて、15款2項4目．教育費国庫補助金の420千円の増額は、小・中学校のコロナウイルス感染症対策に充てます感染症対策等学校教育活動継続支援事業補助金の追加補助分です。補助率は2分の1ですけれども、学校規模に応じまして補助上限額が設定をされておるところです。

続いて、予算書11ページをお願いいたします。

上から2段目になります。16款2項2目．民生費県補助金3,490千円のうち、放課後児童健全育成事業費補助金は、町内学童保育所の指導員の処遇改善に充てます補助金に充てるもので補助率は3分の1、続いて、保育所等物価高騰対策支援事業県補助金は、保育所の光熱費高騰分に充てるもので補助率は2分の1、出産・子育て応援交付金県補助金は、令和4年4月1日以降に妊娠及び出産した世帯を経済的に支援します応援交付金に充てるもので補助率は6分の1となっております。

続いて、歳出です。

17ページをお願いいたします。

3款2項1目．児童福祉総務費のうち、放課後児童健全育成事業費の1,188千円の増額は、町内学童保育所の指導員の処遇改善を図るため委託事業者へ補助をするものです。

保育所等物価高騰対策支援事業の1,734千円の増額は、保育所の光熱費高騰分を補助するものです。

出産・子育て応援交付金給付事業の18,865千円の増額は、令和4年4月1日以降に妊娠及び出産した世帯を経済的に支援するための応援交付金給付事業に係る経費で、町独自助成分1人当たり50千円分と合算したものとなっております。

続いて、少し飛びまして、予算書22ページをお願いいたします。

下のほうになります。9款1項3目です。義務教育振興費のきめ細やかな教育環境整備事業の820千円の増額は、中広川小学校及び下広川小学校に転入予定であります外国人の支援のため任用いたします日本語教師の報酬となっております。

23ページをお願いいたします。

続いて、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の11,807千円の増額は、小・中学校の特別教室や特別支援学級、また、来年度に学級数が増える見込みであります教室分の電子黒板と、同じく来年度に学級数が増える見込みの分のタブレット用充電保管庫を購入するための備品購入費となっております。

9款2項1目．学校管理費、新型コロナウイルス感染拡大対策費（小学校）分2,017千円の増額は、3小学校において新型コロナウイルス感染防止を図るために購入します備品購入費です。

9款3項1目．学校管理費、新型コロナウイルス感染拡大対策費（中学校）分の5,485千円の増額は、小学校分と同じく感染対策用備品購入費と、あわせまして、修学旅行費をキャンセルした場合に発生するキャンセル料を補助するための負担金、補助及び交付金となっております。

以上で子ども課関連の補正予算の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

環境課長。

○環境課長（小松朋雄）

環境課の補正予算について説明いたします。

予算書18ページの下段をお願いいたします。

4款1項3目、環境衛生費でございます。12,400千円の増額は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業による省エネ家電製品買換え促進事業費でございます。

環境課の分の補正については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。9番池尻浩一君。

**○9番（池尻浩一）**

今回、債務負担行為の土木積算システム賃借料についてちょっとお尋ねします。

これは委員会で環境課のほうで自分たちは説明を受けましたので、ほかの2つがちょっと見落としていたところもありました。3つの課が、これに関しては3つ同様のシステム賃借料として出ていますけれども、1つのシステムを3つで分けているのか、2,477千円、トータルで7,500千円弱という額を1つのシステムを3か所で分けているのか、あるいは2,477千円を各課ごとにして同様のシステムを各課借りているのか、この賃借料でまたそういった形を取るところでどういった影響があるのか、賃借料に関してサービスがあるのか、これを同じように使ったという有利点といたしますか、そういったところがあるならそこまで教えていただきたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

**○建設課長（樋口信吾）**

契約を一括でしておりますけれども、一応システムとしましては、1つのシステムで、積算をする職員がかなりいますので、そのときライセンスをもらいます。ライセンスの空いた分だけ一気に利用できるようになりまして、そこの対応で同一の1つのシステムを3課で融通し合いながら使っているような状況です。そのために、システムは全体のグループ的な町のシステムの中にあって、どこからでも利用できるようになります。ただ、権限があるのは3課の分の権限となりますので、そこで空いているときに有効に使うというような利点が出てくるかと思えます。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

よろしいですか。

ほかにありませんか。5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

12ページの雑入の件ですけど、先ほど課長のほうから説明していただきましたので、この返納金については1件の廃業で返納になったというふうに御説明をいただきました。現在、畜産農家さんは何件になりますか。

それから、これも課長のほうから説明いただいたのかもしれませんが、ちょっと聞き漏らしておりますが、19ページのふくおかの畜産競争力強化対策事業補助金16,237千円の事業内容をよかったらお教えてください。

**○議長（野村泰也）**

産業課長。

**○産業課長（井上新五）**

現在、広川町の畜産農家については、酪農家が1件と、和牛——肉用牛が2件という状況となっております。

あと、県の補助事業の分については、ホールクroppサイレージといって飼料用作物を白色のビニールで巻いているもの、あれが現在は刈り取りから調整、また、巻き取りまでで三、四台の機械を必要とします。ただ、今回補助事業を活用する機械が1台でその製品を活用できるような機械を導入するという形となります。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

ほかにありませんか。5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

予算書14ページ、個人番号カード関連事業についてお尋ねいたします。

この事業は、メリットとか、必要性とか、情報流出だといろんな意見がある中、政府は年度内に全国民が取得するということを目標に掲げています。その方針、目標にのっとって町も御努力されているものと認識しております。

今回、政府の行っているマイナポイント事業終了後、町独自で令和5年1月から2月4日までにマイナンバーカードを取得した方に商品券3千円を支給するということですが、今までマイナンバーカードの事業は国の補助金のほうで行われていたと思います。今回のこの町の商品券の事業も国の補助金の対象でしょうか、それとも、町単独の予算でしょうか。この事業に取り組む意義は先ほどお話をいただきましたが、数値目標について教えてください。

**○議長（野村泰也）**

住民課長。

**○住民課長（前田武博）**

今回、補正予算でお願いしていますマイナンバーカード関連事業費につきましては、全額事務費は補助金の対象になります。

数値目標ということですが、現在50%台前半ぐらいの取得率、マイナポイントの期限が近づくにつれ、どんどん申請は増えているんですが、細かい数字を申し上げることはできませんけれども、60%は超える見込みでありますけれども、それをさらに増やすべく努力をしていきたいと思っております。

**○議長（野村泰也）**

ほかにありませんか。5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

予算書18ページ、省エネ家電製品買換え促進事業費についてお尋ねをいたします。

この事業は、省エネ基準達成率が100%以上の家電製品に買い換えた場合、購入費用の3割、上限45千円を補助するというものです。この対象の家電をエアコン、冷蔵庫、テレビの3点に絞っていますが、その理由は何でしょうか。例えば、技術の進歩が著しくて、この家電については従来のものよりも省エネ効果が大きくなっているとか、逆に、この3点は家庭の中で電力をたくさん使うものであるとか、理由があるかなと思うんですけど、その3点に絞った理由をお願いします。



また、先日、全員協議会の中で、町長は広川町ゼロカーボンシティ宣言をされました。今後、2050年までに広川町からの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すということです。今回の事業もその一環とは思いますが、今後、このゼロカーボンシティの実現に向けてどのように取り組んでいくのか。まだ構想段階の部分も多いかと思えますけれども、町の取組について御説明をお願いします。

○議長（野村泰也）

環境課長。

○環境課長（小松朋雄）

まず、1点目の対象となる家電製品を選んだ理由ということでございますが、電力の最大消費量が多い製品をまず3つ挙げまして、かつ特定家庭用機器廃棄物管理票、これはリサイクル券が証明できる製品に限定させていただいたので、この3点に絞らせていただいております。

2点目の質問でございます。

先日、渡邊町長より広川町ゼロカーボンシティ宣言をしていただいた中で、今後、我々環境課としましては、全協でも説明させていただいたPPA事業並びに今回の省エネ家電製品買換え促進の補助金等を今後精査していき、地域温暖化対策計画並びに実行計画をしっかりと将来の2050年に向けたビジョン計画を作成させていただき、温暖化対策ではないんですが、ゼロカーボンシティに向けた様々な政策を提案していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結します。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第64号 令和4年度広川町一般会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決しました。

## 日程第9 議案第65号

○議長（野村泰也）

日程第9 議案第65号 令和4年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

議案第65号 令和4年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に1,613千円を追加し、予算総額を2,680,203千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

10款1項. 他会計繰入金は一般会計繰入金60千円、2項. 基金繰入金は国民健康保険財政調整基金繰入金1,553千円をそれぞれ増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費は、人件費の組替えを実施しております。

6款2項. 特定健康診査等事業費は、健康ポイント事業報償金60千円、9款1項. 償還金及び還付加算金は、国県支出金精算返納金1,553千円をそれぞれ増額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結します。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第65号 令和4年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決しました。

**日程第10 議案第66号**

**○議長（野村泰也）**

日程第10. 議案第66号 令和4年度広川防災ダム管理特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

議案第66号 令和4年度広川防災ダム管理特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に3,317千円を追加し、予算総額を35,166千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入について御説明いたします。

2款3項. 県委託金は、広川防災ダム管理県委託金3,482千円を増額計上し、4款1項. 一般会計繰入金は165千円を減額しております。

3ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費は、ダム護岸工事など3,317千円増額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結します。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第66号 令和4年度広川防災ダム管理特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決しました。

**日程第11 議案第67号**

**○議長（野村泰也）**

日程第11. 議案第67号 令和4年度広川町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

議案第67号 令和4年度広川町水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算は、資本的収入を1,430千円増額し、また、資本的支出を1,430千円増額しまして、予算総額405,418千円とするものであります。

資本的収支では70,354千円の不足分が生じますが、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

予算書2ページをお願いします。

資本的収入の工事負担金1,430千円の増額は、消火栓設置工事に係る一般会計負担金の増額によるものです。

資本的支出の施設費1,430千円の増額は、消火栓設置工事に伴う配水管整備工事費の増額によるものです。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結します。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第67号 令和4年度広川町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決しました。

## 日程第12 議案第68号

**○議長（野村泰也）**

日程第12. 議案第68号 令和4年度広川町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

議案第68号 令和4年度広川町下水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算は、第2条 債務負担行為につきましては、記載のとおり、土木積算システム賃借料について新たにお問い合わせするものです。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結します。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第68号 令和4年度広川町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決しました。

**日程第13 決定第3号**

**○議長（野村泰也）**

日程第13. 決定第3号 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきましては、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付しております議案書のとおり議員を派遣することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。したがって、議員派遣はお手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定いたしました。

**日程第14 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について**

**○議長（野村泰也）**

日程第14. 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長、厚生文教常任委員長、議会運営委員長及び議会広報調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本定例会の会議に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年第4回広川町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時14分 閉会

以上、議会の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

議 長 野 村 泰 也

2 番 議 員 丸 山 幸 弘

8 番 議 員 光 益 良 洋